

## 令和8年度ネットパトロール事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

令和8年度ネットパトロール事業業務委託

### 2 業務の目的

スマートフォン・携帯電話やインターネットの普及に伴い、「学校非公式サイト等」における誹謗中傷などによるいじめの問題や不用意な書き込みにより事件・事故などトラブルに巻き込まれるケースなどが発生しており、その対応が求められている実状であることから、「学校非公式サイト等」の検出と監視、削除依頼への対応支援及び学校へのサポートを、専門的な知識と実績を有する事業者へ委託する。

### 3 業務の内容

#### (1) 学校非公式サイト等の検索

パソコン及びスマートフォン等を利用して県立学校に関わるインターネット上のサイト等への投稿の検索及び検出を行い、検出結果をリスクレベル別に分類する。

なお、全県立学校について、2か月で1回以上の頻度で検索を行う。

#### (2) 学校非公式サイト等の監視

緊急を要する内容や悪質な書き込み等が発見されたサイトは、継続的に監視し、いじめや誹謗中傷、犯罪に関わる内容の有無をチェックし、監視結果をリスクレベル別に分類する。

なお、(1)、(2)については、少なくとも、土曜・日曜・祝日を除く毎日、一日当たり8時間実施する。

#### (3) 学校や県教育委員会へのサポート

ア 学校や県教育委員会からの学校非公式サイト等に係る質問への回答や情報提供等をメールや電話で行う。

なお、学校からの本事業運営に係る事務処理に関する質問への回答については県教育委員会を介さずにメールや電話で行う。

イ 必要に応じて、学校等が主催するセミナーへの講師派遣を行う。

ウ 県教育委員会からの要請に応じて、情報モラル教育に資する資料の作成を行う。

#### (4) 学校非公式サイト等の書き込みの削除対応の支援

いじめや誹謗中傷、犯罪に関わる内容等の不適切な書き込みを発見した場合、書き込みの内容から判断し削除を行うことが妥当である場合は、学校や県教育委員会等と連携を図り、プロバイダやサイト管理者への削除対応を支援する。

また、投稿者が自ら削除依頼や投稿の修正を実施する必要がある場合は、対処方法についてアドバイスする。

なお、事件性が高いと判断される書き込み、犯罪につながる可能性が高いと判断される書き込みを発見した場合は、県教育委員会に通報すること。

(5) 監視状況の報告

ア リスクレベルに応じた方法により、県教育委員会と学校へ監視状況の報告を月に1回以上行う。

なお、報告をインターネット上で行う場合、対応するブラウザ・アプリは県教育委員会の指定するものとする。

ただし、緊急の場合は県教育委員会に速やかに報告の上、別途指示に従うこと。

イ サイトのアクセスログを記録し、サイト検索履歴の報告を定期的に行う。

ウ 1年間の監視状況をまとめた報告書を作成する。

エ 1年間の業務委託の結果を反映させ、インターネット上の有害な書き込み等に対する学校としての対処法などをまとめた資料を作成する。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 その他

(1) 受託者は、別紙2「情報セキュリティに関する特約条項」及び別紙3「個人情報取扱事務委託基準」を遵守すること。

(2) 受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。

(3) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(4) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。

(5) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。